

～令和8年度就学援助制度について～

舞鶴市教育委員会

舞鶴市教育委員会では、経済的理由により就学が困難であると認められた児童生徒の保護者に対して、教育が円滑に受けられるよう就学に必要な学用品費等の一部を援助する制度を実施しています。

【対象者】

舞鶴市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者、または舞鶴市に住所を有しながら府立中学校に在籍する生徒の保護者で次のいずれかの条件を満たす方を対象とします。

- (1) 生活保護を受けている世帯（要保護者）
- (2) 生活保護は受けていないが経済的に困難で以下のいずれかに該当する世帯（準要保護者）
 - ア 過去1年以内に生活保護を受けていた。
 - イ 世帯全員が市民税の非課税・減免措置を受けている。
 - ウ 個人の事業税の減免措置を受けている。
 - エ 固定資産税の減免措置を受けている。
 - オ 国民年金法に基づく国民年金保険料の減免を受けている。
 - カ 国民健康保険法に基づく保険料の減免を受けている。
 - キ 児童扶養手当の支給を受けている。
 - ク 上記項目には該当しないが、保護者の経済的理由で就学が困難な場合。

世帯の所得基準		(単位：千円)	
2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
2,549	3,013	3,407	3,780

※世帯の所得 = 同一世帯内の有所得者の年間所得額合計

※支給の決定については、所得、世帯、申請理由、生活の状況等、総合的に判断されますので、上記の所得基準以下であっても認定されない場合があります。

【手続きについて】

下記のリンクまたは QR コードより申請ください。もしも電子申請が難しい場合は在籍している学校にご相談ください。申請いただいた後、教育委員会において審査し、後日、教育委員会より認定結果を通知します。

なお、令和7年度卒業生（令和8年度新入学生）を除き、継続申請手続きは不要です。
(自動更新)

<https://ttzk.graffer.jp/city-maizuru/smart-apply/apply-procedure-alias/shugaku-enjo>



「就学援助申請フォーム」

<申請期日> 令和8年3月19日(木)

※新小・中学校1年生がおられる世帯で、上記期限までにご提出いただいた場合は「新入学学用品費」を4月末に支給予定ですが、上記期限以降4月末までに提出された場合は、5月以降の支給となります。

※提出期日以降の提出については、【年度途中での申請について】を参照ください。

<支給方法>

新小・中学校1年生においては、対象費目のうち「新入学学用品費」について、申請いただいた口座へ、舞鶴市から直接振り込みます（期日までに申請された方が対象です）。その他の費目については、全学年共通で、学校を通じて支給します（医療費を除く）。

【認定期間について】

認定期間は毎年度8月1日～翌7月31日（卒業生は3月末まで）です。ただし、新入学生および4月以降7月末までの新規申請者は7月31日までの認定期間となり、以降は毎年6月以降に自動的に審査が実施され、不許可とならない限り8月1日～翌7月31日にて認定期間が自動的に延長されます。毎年の審査で不許可となった場合は学校を通じてお知らせいたします。

【対象費目】

※要保護者に関しては修学旅行費のみが対象。

(年間)

区分	小学校	中学校
学用品費	年額 11,630 円	年額 22,730 円
新入学児童生徒学用品費 ※4月末日までに認定の1年生児童生徒	年額 64,300 円	年額 81,000 円
通学用品費 ※2年生以上	年額 2,270 円	年額 2,270 円
修学旅行費	実 費	実 費
校外活動費	(宿泊を伴わないもの)	実費 (上限 1,600 円)
	(宿泊を伴うもの)	実費 (上限 3,690 円)
体育実技用具費 (柔道)	—	実費 (上限 7,650 円)
医療費 ※学校病のみ (注1)	実 費	実 費
P T A 会費 ※認定者1人あたりの上限 (注2)	実費 (上限 3,450 円)	実費 (上限 4,260 円)
生徒会費	実費 (上限 4,650 円)	実費 (上限 5,550 円)
クラブ活動費	実費 (上限 2,760 円)	実費 (上限 30,150 円)
卒業アルバム代	実費 (上限 11,000 円)	実費 (上限 10,000 円)
オンライン学習通信費 (R3.10~新設) ※インターネット環境がある世帯が対象	年額 15,000 円 (1世帯当たり。上限 15,000 円)	

(注1) 学校病に該当する疾病は以下のとおりです。(学校保健安全法施行令第八条)

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 一 トラコーマ及び結膜炎 | 四 慢性副鼻腔炎及びアデノイド |
| 二 白せん、かいせん及び膿か疹 | 五 う歯 |
| 三 中耳炎 | 六 寄生虫病 (虫卵保有を含む。) |

※学校病の治療にかかる医療費については、舞鶴市から医療機関へ直接支払います。

※学校から配布される専用紙に記入の上、医療機関に提出ください。

(注2) P T A 会費の支給は1人あたりの上限となりますので、認定者1人の世帯と2人以上の世帯で支給額が異なる場合があります。

(注3) 卒業アルバム代は卒業時点で認定を受け、卒業アルバムを購入する児童生徒に支給します。

(注4) 年度途中の認定者および転出者においては上記年間支給額を月割りにして支給、精算を行います。

(注5) 対象費目のうち実費負担分については、在籍している学校または保護者の方へ調査を行ったのち、上限の範囲内で教育委員会が支給金額を決定します。

(注6) 上記記載の支給金額は、今後の制度改正等により、変更となる場合があります。

【新1年生の場合の注意点】

- 入学までに舞鶴市外へ転出する、または私立学校等に入学される可能性のある方は、舞鶴市立小・中学校等に入学されることが確定してから申請ください(新入学学用品費は4月末まで申請可能です)。
- 申請後または支給後に、舞鶴市立小・中学校等に入学されないことが決まった方は、直ちに舞鶴市教育委員会学校教育課までご連絡ください。支給後の場合、新入学学用品費の返還を求めます。
- 4月末を過ぎて申請のあった方については、新入学学用品費の支給ができませんので、ご注意ください(その他の費目は認定日からの支給となります)。

【年度途中での申請について】

- 申請期日以降、4月末日までは、年度当初からの認定が可能です。新1年生の場合、4月末日までの申請分が新入学学用品費の支給対象となります。5月以降の申請では、申請書受理時点からの認定となります。年度途中で認定要件に該当されるようになった場合は、学校から必要書類を受け取り、就学援助費受給申請書にご記入の上、学校へご提出ください。

お問合せ

舞鶴市教育委員会 学校教育課

TEL : 6 6 - 1 0 7 2